第１号様式（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 適合性判定申請（新築）  **手数料額計算書**  （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項による申請、第13条第２項による通知） | | | | | |
| １　申請対象建築物の床面積一覧   |  |  | | --- | --- | | 全体 | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等以外）** | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等）** | ㎡ | | 住宅部分 | ㎡ | | 適用除外部分（開放性のある部分等） | ㎡ |   ２　手数料額の計算 | | | | | |
|  | 申請の種類(申請の該当する□にレを記入してください。) | | □ モデル建物法による計算 | □ 標準入力法による計算 |  |
| □ア  非住宅部分**（工場等以外）**のみの建築物 | | 円 | 円 |
| □イ  非住宅部分**（工場等）**のみの建築物 | | 円 | 円 |
| □ウ  複数の用途のある建築物 | （Ａ）  非住宅部分**（工場等以外）** | ①  円 | ①’  円 |
| （Ｂ）  非住宅部分**（工場等）** | ②  円 | ②’  円 |
| （Ａ）＋（Ｂ）  合計 | ①＋②  円 | ①’＋②’  円 |
| 適合性判定申請に係る手数料の額　　合計　　　　　　　　　　　　円  注  １　「申請対象建築物の床面積一覧」は建築確認申請第４面の「２　用途」により記入すること。  ２　「モデル建物法」とは、基準省令第１条第１項第１号ロに定める計算方法をいう。  ３　「工場等」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設  ４　「住宅部分」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿  ５　ウ　複数の用途のある建築物の場合 住宅部分と非住宅部分の**共用部分の用途の判断は、居住者以外の利用する部分が大きい場合は、非住宅部分の面積として算定する。** | | | | | |

第１号様式（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 適合性判定申請（増改築）  手数料額計算書  （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項による申請、第13条第２項による通知） | | | | | | |
| １　申請対象建築物の床面積一覧   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 既存部分の  床面積 | 増改築部分の  床面積 | 計 | | 全体 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等以外）** | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等）** | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 住宅部分 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 適用除外部分（開放性のある部分等） | ㎡ | ㎡ | ㎡ |   既存部分の検査済証交付日　　　　年　　　月　　　日  ２　計算時の既存部分のＢＥＩ(申請の該当する□にレを記入してください。)   * 既存部分のBEI値にデフォルト値１．２を採用 * 既存部分のBEI値に計算で前回の当該建築物の建築物省エネ法の適合判定のBEI値を採用 * 全体を精査し、既存部分も含め算定   ３　手数料額の計算　(申請の該当する□にレを記入してください。) | | | | | | |
|  | 申請の種類 | | | □ モデル建物法による計算 | □ 標準入力法による計算 |  |
| □ア  非住宅部分**（工場等以外）**のみの建築物 | 計算対象床面積 | ㎡ | 円 | 円 |
| □イ  非住宅部分**（工場等）**のみの建築物 | 計算対象床面積 | ㎡ | 円 | 円 |
| □ウ  複数の用途のある建築物 | （Ａ）  非住宅部分**（工場等以外）**の計算対象床面積 | ㎡ | ①  円 | ①’  円 |
| （Ｂ）  非住宅部分**（工場等）**の計算対象床面積 | ㎡ | ②  円 | ②’  円 |
| （Ａ）＋（Ｂ）  計算対象床面積の合計 | ㎡ | ①＋②  円 | ①’＋②’  円 |
| 適合性判定申請に係る手数料の額　　合計　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | |
| 注  １　「申請対象建築物の床面積一覧」は建築確認申請第４面の「２　用途」により記入すること。  ２　「モデル建物法」とは、基準省令第１条第１項第１号ロに定める計算方法をいう。  ３　「工場等」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場またはと蓄場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設  ４　「住宅部分」は、建築基準法に定める以下の用途を指す。 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿  ５　ウ　複数の用途のある建築物の場合 住宅部分と非住宅部分の**共用部分の用途の判断は、居住者以外の利用する部分が大きい場合は、非住宅部分の面積として算定する。**  ６増改築の省エネ計算において既存部BEI値を1.2、または、前回適合性判定のBEI値とする場合の省エネ適判手数料の算定においての**計算対象床面積は増改築部分の床面積**とする。 全体を対象としてBEI値を算定している場合は、**計算対象床面積は増改築部分の床面積**は既存部分も併せた全体の面積とする。 | | | | | | |

第１号様式（第６条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 適合性判定　変更申請及び軽微変更証明  手数料額計算書  （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第２項による申請、第13条第３項による通知、軽微変更該当証明交付申請） | | | | | | |
| １　申請対象建築物の床面積一覧   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 当初の  床面積 | 床面積の増減 | 変更後の  床面積の計 | | 全体 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等以外）** | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 非住宅部分**（工場等）** | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 住宅部分 | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | 適用除外部分（開放性のある部分等） | ㎡ | ㎡ | ㎡ | | | | | | | |
| ３　手数料額の計算　(申請の該当する□にレを記入してください。) | | | | | | |
|  | 申請の種類 | | | □モデル建物法による計算 | □標準入力法による計算 |  |
| □ア  非住宅部分**（工場等以外）**のみの建築物 | 計算対象床面積 | m2 | 円 | 円 |
| □イ  非住宅部分**（工場等）**のみの建築物 | 計算対象床面積 | m2 | 円 | 円 |
| □ウ  複数の用途のある建築物 | （Ａ）  非住宅部分**（工場等以外）**の計算対象床面積の合計 | m2 | ①　　　　　　　 円 | 円 |
| （Ｂ）  非住宅部分**（工場等）**の計算対象床面積の合計 | m2 | ②  円 | ②’  円 |
| （Ａ）＋（Ｂ）  計算対象床面積合計 | m2 | ①＋②  円 | ①’＋②’  円 |
| 手数料額の計算　適合性判定変更申請に係る手数料の額は、　合計　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | |
| 注  １　計算対象床面積は変更後の床面積×１／２＋増減した床面積とする。 | | | | | | |